

飯塚市文書管理規程(平成24年飯塚市訓令第4号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月10日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第14号

飯塚市文書管理規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
(総合行政ネットワーク文書 <u>における電子署名の取扱い</u>) 第67条 総合行政ネットワーク文書 <u>(総合行政ネットワークの文書交換システムを利用して送受信される電磁的記録をいう。)</u> における電子署名については、飯塚市電子署名規程(令和5年飯塚市訓令第15号)に定めるところによる。	(総合行政ネットワーク文書の取扱い) 第67条 総合行政ネットワーク文書 <u>の取扱いその他の事項は、飯塚市総合行政ネットワーク文書取扱規程(平成18年飯塚市訓令第7号)</u> に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和8年8月1日から施行する。